

西健福第 646 号
令和 3 (2021) 年 3 月 9 日

食品取扱事業者 様

栃木県県西健康福祉センター所長

野生のきのこや山菜類の適正な販売等について

食品衛生行政の推進について、日頃より御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。
今般、日光方面で「放射性物質濃度が基準値超過したチチタケを販売している」との通報が県に寄せられ、県は販売停止を指導した事例がありました。

野生のきのこや山菜類については、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限区域内で採取されたものは販売等ができません。

また、食品衛生法においても、放射性セシウムの濃度が基準値を超過する食品の販売（原材料として使用した加工品・調理品の提供を含む）は禁止されていますので、適切な取扱いについてお願いします。

なお、出荷制限の状況や放射性物質モニタリング検査の結果については、栃木県ホームページで確認できます。

(参考)

- 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づき、放射性セシウムの基準値を超過する野生のきのこ等が地域的な広がりをもって確認できた区域（出荷制限区域）として設定された地域において、採取されたものは出荷(販売)することはできません。
- 「出荷制限」は、食品衛生法(法律第 233 号)に基づく放射性セシウムの基準値(100ベクレル/kg)を超過する野生のきのこ等（食品衛生法第 13 条第 2 項）の食品が、地域的な広がりをもって見つかった場合に設定されます。

県西健康福祉センター 生活衛生課食品衛生担当 Tel 0289-64-3028 Fax 0289-64-3059
